

江別市都市計画マスタープラン改定方針

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）は、都市計画法第18条の2第1項に定められた「市の都市計画に関する基本的な方針」です。

将来の市街地規模や土地利用、都市施設、都市計画事業の方針など、都市計画法に関する事項に、防災や景観、環境などの関連施策の方針を加え、総合的に都市づくりを進めるための指針となります。

2 定める内容と現マスタープランの概要

都市計画制度運用の考え方が示されている「都市計画運用指針」において、定めることが望ましいとされている項目について、現マスタープランでは、以下のように定めています。

（1）将来都市像と都市づくりの目標

江別市の目指す将来都市像や都市づくりの目標を定めます。

第6次総合計画と同様に「将来都市像」を「みんなでつくる未来のまち えべつ」とし、「都市づくりの目標」として次の4項目を設定しています。

- ・ 駅を中心とした集約型都市構造 ～えべつ版コンパクトなまちづくり～
- ・ 地域経済の活性化
- ・ 災害に強い安全・安心な都市環境
- ・ 江別市の特性を活かした魅力ある都市

（2）全体構想

江別市全体の都市づくりの基本方針を定め、目指すべき都市像と実現のための主要課題や対応方針等を定めます。

「土地利用の方針」、「都市施設整備の方針」、「都市環境の方針」を設定しています。

（3）地域別構想

全体構想を踏まえ、目指すべき各地域像を描き、対応方針等を定めます。

「江別地域」、「野幌地域」、「大麻・文京台地域」、「豊幌地域」、「農村地域」の5地域に分けて、地域づくりの方針を設定しています。

3 改定の方向性、背景と視点

現マスタープランは令和5（2023）年度に計画期間が満了となります。

これまでの都市づくりの継続性を踏まえて、現マスタープランが目指す方向性を基本とし、持続可能な都市づくりのために、以下の背景と視点で改定を進めます。

（1）第7次江別市総合計画との連携や整合、関連計画との調整

現マスタープランは、「第6次江別市総合計画（えべつ未来づくりビジョン）」にあわせて改訂し、総合計画と共に10年間の計画期間が満了するため、令和6（2024）年度を初年度とする「第7次江別市総合計画」と整合を図るとともに、関連する個別計画と調整を図ります。

（2）都市の現状や人口問題など、社会経済状況の変化や社会的課題への対応

全国的には、本格的な人口減少社会に突入していますが、本市は平成28（2016）年以降、4年連続で社会増が続いており、今後もこの人の流れを維持できる様、定住人口・交流人口・関係人口の増加につながるような取組みが求められます。

（3）持続可能な都市構造の実現を目指す「立地適正化計画^{#1}」の同時策定

江別の顔づくり事業をはじめとする、各種インフラ整備などにより、コンパクトなまちづくりに向けた環境は整いつつありますが、将来にわたって都市の持続性を維持するためには、コンパクトなまちづくりをより強化し、多様化する各地域の課題への対応が求められます。

#1 立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、医療・福祉・子育て支援・商業等の施設や居住地がまとまって立地し、これと連携した公共交通ネットワークを形成するための誘導を図る、「マスタープランの高度化版」であり、同法第82条によりマスタープランの一部とみなす。

（4）将来を見据えた都市施設や公共施設の整備

道路、公園などのインフラや市役所本庁舎などの公共施設の老朽化を踏まえ、将来を見据えた計画的な維持管理や、より効率的で効果的な更新・新規整備が求められます。

（5）自然災害リスクに備えた、安全・安心な都市づくりへの対応

北海道胆振東部地震をはじめとした大規模な地震、激甚・頻発化する集中豪雨や台風による水害などの自然災害リスクに備えた、安全な都市づくりの推進が求められます。

(6) 地域の特性を活かした都市の魅力向上や活性化に向けた検討

今後一層の厳しさを増す都市間競争において、将来にわたり持続可能な都市とするため、都市としての魅力の向上や活性化を図り、産業や人材を呼び込むことが求められます。

(7) 生活様式や価値観、ニーズの変動による、暮らしやすさへの対応

近年の生活様式や価値観の多様化に加え、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、感染症対策を取り入れた新しい生活が浸透し、市民の生活様式や価値観、ニーズも更に大きく変化しています。

(8) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた都市づくりへの対応

限りあるエネルギー資源を大切にし、自然環境・地球環境との共生や、国際社会における共通の目標であるSDGsの視点を踏まえた取組みが求められます。

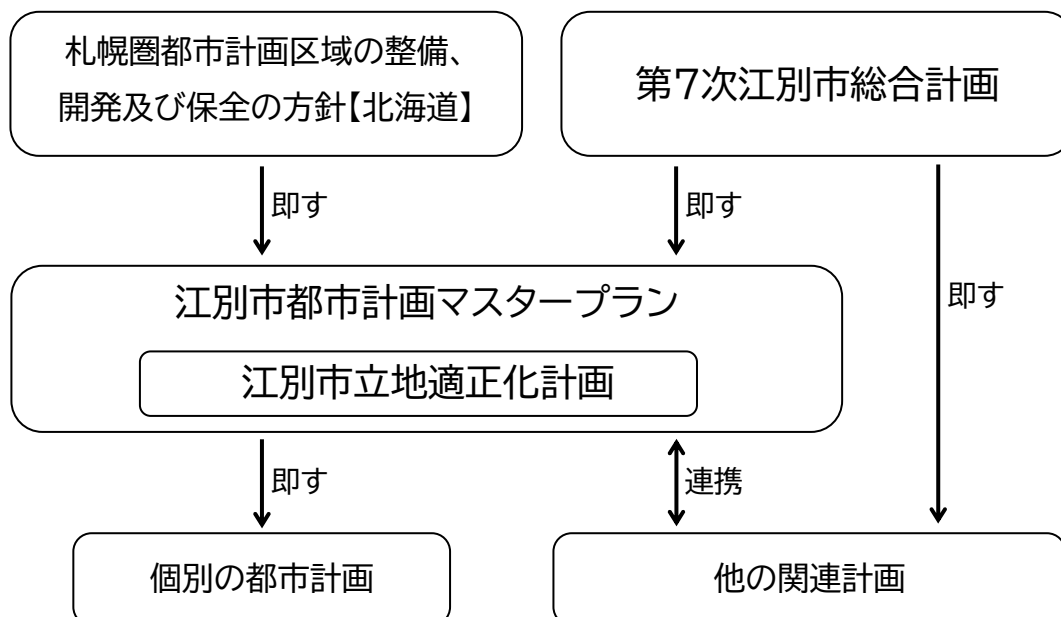
4 マスタープラン等の位置付け

江別市の最上位計画である第7次江別市総合計画の都市づくりに係る個別計画として、他の部門別計画と連携や整合を図るほか、「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針^{#2}」に即すものです。

#2 札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

札幌圏都市計画区域（札幌市、小樽市（一部）、江別市、北広島市、石狩市）における広域的な視点で定める都市計画法第6条の2に定められた「都市計画の方針」であり、令和3（2021）年3月に北海道が決定。

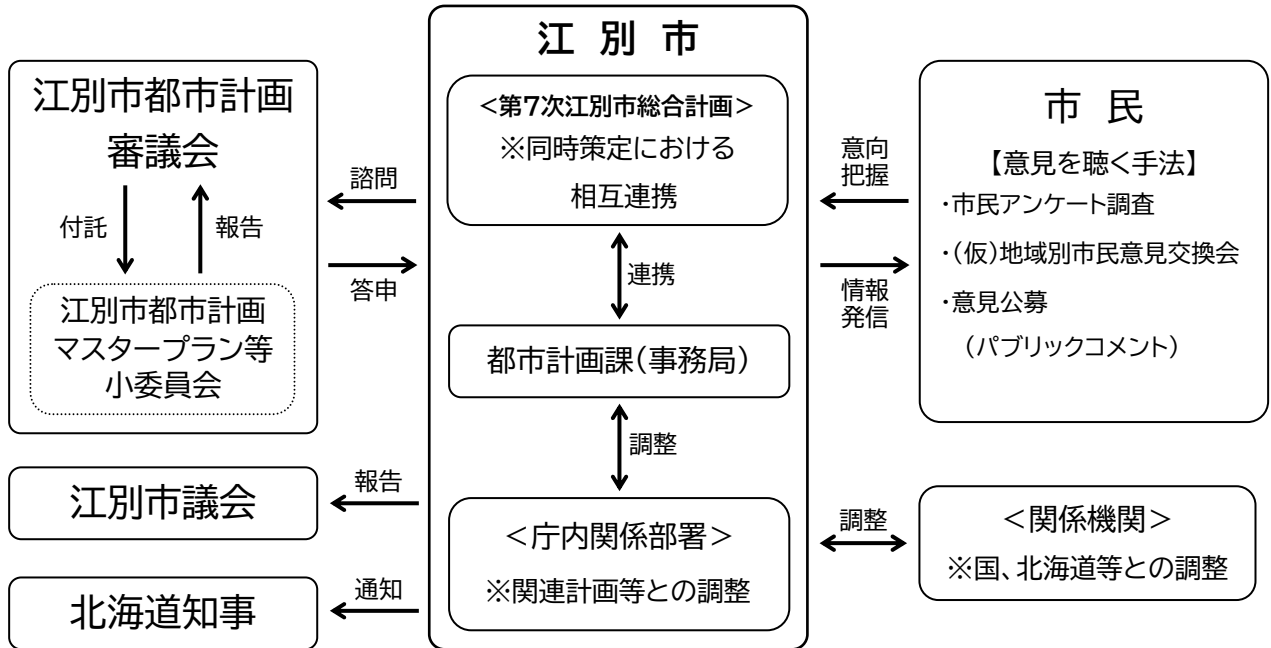
（計画期間：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度）



5 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の令和15（2033）年度を目標年次とします。

6 改定に向けた体系図



7 スケジュール

令和4（2022）年度と令和5（2023）年度の2か年で、マスタープランの改定と立地適正化計画を策定します。

スケジュールは、新型コロナウイルスの感染状況により変更が生じる場合があります。

